

リスクコミュニケーション等の 推進について

平成30年5月
消費者庁消費者安全課

1. 食品安全に関する消費者安全課の役割

○ 食品の安全性を図る上で必要な環境の総合的な整備

- 平成28年に「食品の安全に関する関係府省の総合調整」の所管業務を内閣府より移管。
⇒関係府省間の連携強化のため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」の定期的な開催を行う。

○ リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメントとして、各行政機関の事務の調整

- 食品安全基本法第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整を実施。

【食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）（抜粋）】

第二十一条 政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めなければならない。

【食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成24年6月29日閣議決定）（抜粋）】

第3 情報及び意見の交換の促進

消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、相互に連携して、（中略）リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。その際には、高齢者や子どもを含め、情報の受け手及び意見を述べる主体である消費者に配慮するものとする。

- 「福島復興再生基本方針」において、風評の払拭等を図るため、放射線に関する国民の理解の増進に向けたリスクコミュニケーションを推進等について、必要な措置を講ずること、とされており、風評払拭のためのリスコミの推進に向けて取り組む。

【福島復興再生基本方針（平成29年6月30日閣議決定）（抜粋）】

- 2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための基本的な施策
(1) 放射線に関する国民の理解の増進等（リスクコミュニケーションの推進等）

④放射線による健康影響等の不安を軽減するため、住民対応にあたる職員を対象とした研修や住民を対象としたセミナー、少人数での意見交換会の実施、住民に寄り添いリスクコミュニケーションを実践する拠点の整備、拠点間の連携強化等の取組を進める。

⑤食品中の放射性物質について、福島県及び全国の消費地において、消費者をはじめとする関係者が共に参加する意見交換会の開催等のリスクコミュニケーションを推進する。

2. 食品安全行政の仕組み

リスクコミュニケーションとは…

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の中で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。

食品安全委員会

リスク評価

食べても安全かどうか調べて、決める

厚生労働省、農林水産省
消費者庁、環境省等

リスク管理

食べても安全なようにルールを決めて、監視する

・機能的に分担
・相互に情報交換

消費者庁

関係省庁及び地方公共団体等との
連絡調整、企画・運営等

3. 消費者庁が行うリスクコミュニケーションの取組

○具体的な取組内容

- 食品安全基本法第21条第1項に基づく基本的事項に定義される、「リスクコミュニケーションの事務の調整」という観点から、リスクコミュニケーションを実施。
- 具体的には、消費者の安全・安心確保のため、各分野における施策の策定過程の公平性・透明性を確保するとともに、施策の推進に当たり、消費者が正確な情報に接し、リスクに関する理解を深め、自らの判断による消費行動が行えるよう、関係者が一堂に会し、双方向の意見交換会等を実施。
- 食品中の放射性物質をはじめ、健康食品、農薬、食中毒、輸入食品等、時期に適ったテーマを選定し、正確な情報を様々な形式によって提供することで、リスクコミュニケーションを実施。

関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携し、消費者にとってより分かりやすい情報発信に努める

○ テーマや対象者を考慮した様々な形式



大規模形式(シンポジウム形式)



工場見学を組入れた学習会形式:民間事業者との連携開催



車座形式:属性を統一した開催
(子育て世代)



車座形式:属性を統一せず開催(地域住民) 4

4. リスクコミュニケーションの実施状況

消費者庁では、以下のテーマ等に関するリスクコミュニケーションを実施。

1 放射性物質／健康食品／食品安全全般 等

主なテーマ	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
食品中の放射性物質	45	175	99	99	100	100	108	726
牛海綿状脳症(BSE)	—	2	2	—	—	2	—	6
健康食品	3	—	3	2	2	2	5	17
輸入食品	—	3	—	—	—	1	—	4
農薬	—	—	—	1	2	—	—	3
食中毒	—	—	—	—	4	—	—	4
食品安全全般 [※] 等	—	—	—	—	3	4	22	29
年度別合計	48	180	104	102	111	109	135	789

※食品には様々な危害要因があり、ゼロリスクはない、といった「食品リスクの考え方」がテーマ



2 関係府省と連携して平成29年度に実施した意見交換会の開催(放射性物質以外のテーマ)

【食品安全全般】

平成29年6月27日 広島、平成29年7月5日 札幌、平成29年7月11日 横浜

【健康食品】

平成29年12月13日 東京

5. 平成29年度に関係府省以外の主体と共催した意見交換会の事例

開催日	共催自治体、団体	開催テーマ	開催形式 (協力内容)	参加者数
平成29年6月29日(火)～ 平成29年12月7日(木)	大津市	大津市リスクコミュニケーター育成 講座	教室形式 (長官名で終了証発行等)	36名
平成29年8月7日(月)	一般社団法人日本食品安全協会	保健機能食品制度の現状	教室形式 (講師紹介)	83名
平成29年9月29日(金)	全国大学生生活協同組合連合会	工場見学と食品に関するリスクコ ミュニケーションを体験	教室形式 (講師紹介、職員派遣)	16名
平成29年10月12日(木)	福岡県、公益社団法人福岡県食品衛 生協会	食品の安全・安心に対する理解と 関心	シンポジウム形式 (講師紹介、職員派遣)	200名
平成29年11月5日(日)	徳島県、一般社団法人徳島県薬剤師 会	健康食品と薬の飲み合わせ	シンポジウム形式(職員派遣)	192名
平成29年11月14日(火)	岐阜県、岐阜市	健康食品の安全性・有効性	シンポジウム形式 (講師紹介)	120名
平成29年12月12日(火)	NACS西日本支部	食品安全～工場見学と講演会	工場見学・小人数形式 (講師紹介、職員派遣)	25名
平成29年12月13日(水)	葛飾区	食品中の放射性物質	教室形式 (講師紹介)	46名
平成29年12月17日(日)	徳島県、国立大学法人徳島大学	健康食品の正しい利用	シンポジウム形式(職員派遣)	113名
平成30年2月13日(火)	習志野市、 習志野市消費生活研究会	食品添加物	教室形式 (講師紹介、職員派遣)	47名
平成30年3月3日(土)	徳島県、一般社団法人日本食品安全 協会	健康食品との賢い付き合い方	シンポジウム形式(講師紹介)	146名
平成30年3月10日(土)	日本科学未来館	食品中の放射性物質	シンポジウム形式 (旅費負担)	240名

6. 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

特に、食品中の放射性物質については、風評被害の防止を目的とした取組を強化。

実績（平成30年3月末時点）

○関係府省や地方公共団体等と連携したシンポジウム・セミナー等の開催

年度	23	24	25	26	27	28	29	合計
開催数(回)	45	175	99	99	100	100	108	726
うち福島県内での回数	5	73	68	86	88	89	77	486

○「食品と放射能Q & A」約87万冊及び「食品と放射能Q & Aミニ」約5万冊の配布

○関係府省と連携した親子参加型イベント・セミナー等の開催

- ・平成29年度は全国3会場（東京都、宮城県、大阪府）親子参加型イベントに出展。
その中で小学生とその保護者に対し、食品中の放射性物質に関するセミナー等を実施。
（平成28年度、ブース等来場者：約5,400人、放射能セミナー参加者：約600人）
平成29年度、ブース等来場者：約2,000人、放射能セミナー参加者：約300人）



○関係府省と連携して平成29年度に実施した意見交換会

- 平成29年10月27日 東京
- 平成29年11月1日 仙台
- 平成29年11月7日 名古屋
- 平成29年11月21日 福岡



↑親子参加型イベントの様子
←意見交換会の様子

7. 消費者の被災県産食品に対する意識等実態調査の実施

被災県産食品等に関する消費者意識等について、平成29年度は調査1に加えて、調査2のインターネット調査を実施。これらの調査結果は、誰に対して、どのようなメッセージをどのように伝えたいかといったリスクコミュニケーションの手法の検討に活用。

■ 調査1/風評被害に関する消費者意識の実態調査

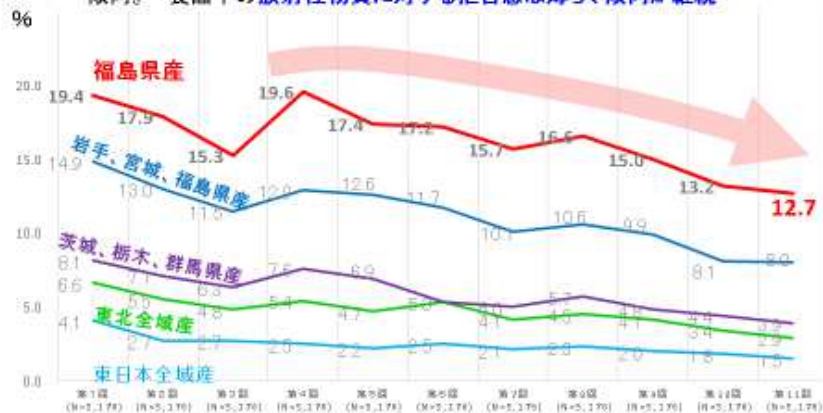
調査概要

- ・平成25年2月から年2回継続的に実施
- ・インターネット調査(対象者は被災県、被災県産農産物主要仕向け先の、20~60代男女 5176人)

主な調査結果

放射性物質を意識し産地を気にする人が、購入をためらう産地

福島県産食品の購入をためらう人は、今回の調査では12.7%とこれまでで過去最小、第4回(平成26年8月)調査以降、減少傾向。他地域でも同様の傾向。⇒食品中の放射性物質に対する拒否感は薄らぐ傾向が継続



※ 全回答者(5,176人)のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

■ 調査2/放射性物質をテーマとした食品安全に関するインターネット調査

調査概要

- ・平成30年1月に初めて調査
- ・インターネット調査(対象者は全国47都道府県、20~60代男女 7050人)

主な調査結果

福島県産の食品を購入している理由

福島県産の食品を購入している理由は多い順に、

- ⑤ 福島県や福島県の生産者を応援したいから 40.9% (全体の7.9%)
- ① おいしいから 38.3% (全体の6.9%)
- ⑩ 安全性を理解しているから 27.3% (全体の4.9%)



8. 食品安全に関する情報提供のためのツール

わかりやすい情報提供のために、ツールを作成。希望者には無償にて配布。リスクコミュニケーションでも活用。

■ 放射性物質に関して



**解説冊子
「食品と放射能
Q&A」**
23年5月～改訂第12版
約17万冊(約1千カ所)
※福島県内には基金
を活用し全戸配布(約
70万冊)



**解説冊子
「食品と放射能
Q&Aミニ」**
27年3月～改訂第4版
「食品と放射能Q&A」
を踏まえ、最新の情報
を盛り込み分かりやすい
内容としたパンフレット
を新たに配布。

**解説冊子
「食品と放射能Q&A
ミニ」外国語版**
改訂第4版「食品と放射能
Q&A」を中国語、英語、韓
国語に翻訳中。



■ 健康食品に関して



**解説冊子
「健康食品Q&A」**
Q&A形式で、健康食
品を利用する際に注意
するポイントをまとめた
パンフレットを配布

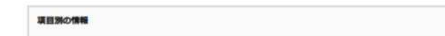


**解説冊子
「健康食品5つの
問題」**
大事な点をコンパクト
にまとめ、携帯性を高
めたリーフレットを配布



■ 食品安全に関する総合情報サイト

平成29年6月、消費者庁HPに「食品安全に関する総合情報サイト」開設。→



http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal[2018/01/09 22:29:31]

(参考)関連法令

○ 内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

二十七 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

○ 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年六月五日法律第四十八号）

第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一 ～ 十二（略）

十三 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（以下略）

2 前項に定めるもののほか、消費者庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一（略）

二 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

（以下略）

○ 消費者庁組織令（平成二十一年八月十四日政令第二百十五号）

第十条 消費者安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ～ 四（略）

五 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定に関すること。

六 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七 行政各部の施策の統一を図るために必要となる食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

（以下略）